

## 公共下水道・農業集落排水使用料改定のお知らせ

平成 20 年度以降、公共下水道・農業集落排水施設使用料は、消費税率だけを使用料に反映してきましたが、施設維持管理費などの上昇により下記のとおり使用料の改定を行わせていただきます。

皆様にはご負担をおかけしますが、今後も一層の経費の節減を図りながら健全な運営に努めますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

### ◎1 か月あたりの下水道（農業集落排水を含む）料金

区分	新料金 (基本料)	旧料金 (基本料)	超過料金 (旧料金→新料金)
下水道及び 農業集落排水	<b>1, 870円</b>	1, 512円	10 m <sup>3</sup> を超過した水量 1 m <sup>3</sup> あたり 151円→ <b>187円</b>

### ◎使用料の改定時期

・基本料、超過料ともに**令和元年12月分(1月請求分)**から適用されます。

ただし、10月以降に新たに下水道等に参加した場合は加入した月の翌月から適用されません。

### ■使用料金計算のしくみ（1ヶ月分）■

料金算定方法（集排・下水共通）

$$1, 870 \text{円 (基本料金)} + (\text{使用水量} - 10 \text{ m}^3) \times \boxed{187 \text{円 (単価)}}$$

### ■使用水量の求め方（集排・下水）■

- ①水道のみの場合は、水道使用量
- ②水道と井戸の併用の場合は、水道使用量 + 世帯人数 × 3 m<sup>3</sup>
- ③井戸のみの場合は、世帯人数 × 6 m<sup>3</sup>

**例えば、水道と井戸の併用の3人家族で、水道使用量が15 m<sup>3</sup>の場合の求め方**

水道使用量 15 m<sup>3</sup> + (世帯人数 3人 × 3 m<sup>3</sup>) ⇒ 15 m<sup>3</sup> + 9 m<sup>3</sup> = 24 m<sup>3</sup>が使用量です。

計算方法（集落排水・下水道共通です。）

・基本料金 10 m<sup>3</sup>まで基本料金に含まれます 1, 870円

・超過料金 14 m<sup>3</sup> (11~24 m<sup>3</sup>分) × 187円 = 2, 618円

計 4, 488円 となります。